

毎週火、金曜日発行(但休日(土、日、月、火、水、木、金)に当る時は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「指定金融機関等」を「指定金融

機関及び指定代理金融機関」に改め、同条に次の二項を加える。

3 収納代理金融機関は、納入者から歳入金の納付を受けたときは、これを領収のうえ、領収証書を納入者に交付し、領収した日の翌日、収納金納付書(様式第九号の二)及び収納金日報(様式第九号の二)に、収納した現金及び領収済通知書を接続した納入通知書又は払込書を添えて近くの指定金融機関に納付しなければならない。

4 前項の規定により納付を受けた指定金融機関は、第二項の規定に準じて手続きをするとともに、収納金日報を直ちに統轄店に送付しなければならない。

第二十八条の見出しを「指定金融機関及び指定代理金融機関の収入振替」に改め、同条第一項中「指定金融機関等は、他の指定金融機関等に」を「指定金融機関及び指定代理金融機関は、他の指定金融機関等に」に改める。

第三百三条第二項を次のように改める。

2 指定金融機関のうち収納の事務のみを取り扱う指定金融機関は、収納した現金を、直ちに統轄店に回送し

なければならない。  
第四百条第一項中「指定金融機関等」を「指定金融機関及び指定代理金融機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 統轄店は、前項及び第二十七条第四項の規定により送付された現金日計表及び収納金日報により、毎日、現金現在高報告表(様式第四十五号)を作成し、出納長に報告しなければならない。

第六十条第一項第七号中「歳入歳出外現金出納簿(様式第八十三号)」の下に、「現金出納簿(様式第八十三号の二)」を加える。

様式目次中「様式第九号 受託歳入金払込計算書」を

「様式第九号 受託歳入金払込計算書」に、

様式第九号の二 収納金納付書、収納金日報」を、

「様式第八十三号 歳入歳出外現金出納簿(指定金融機

関等)」を 「様式第八十三号 歳入歳出外現金出納簿

(指定金融機関等)」に改める。

代理金融機関)」に改める。

様式第九号の次に次の様式を加える。

様式第九号の2 (A列6号のもの複写式)

収納金納付書

No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

下記のとおり収納金を納付します。

指定金融機関

銀行 店御中

収納(代理)金融機関

銀行 店 ㊦

枚数	金額	額
枚	¥	

摘要		収納月日
		月 日

収納金額収証書

No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

下記のとおり収納金を領収しました。

収納(代理)金融機関

銀行 店御中

指定金融機関

銀行 店 ㊦

枚数	金額	額
枚	¥	

摘要		収納月日
		月 日

収納金日報

No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

下記のとおり収納したので報告します。

統轄店

銀行 店御中

収納(代理)金融機関

銀行 店 ㊦

枚数	金額	額
枚	¥	

摘要		収納月日
		月 日

